

令和8年度からの発達支援保育制度の再構築及び巡回相談の拡充について

1 事業の内容

(1) 制度の再構築及び拡充に至る背景

現在、本市においては、発達に課題のある就学前の児童への支援として、発達支援保育制度を実施しています。本制度には、保護者の要件に関わらず、保育所等を利用できる発達支援保育と、就労等の要件により保育園に在籍する児童に対し支援を実施する要配慮保育があり、これらを利用する児童に対し、心理士等の専門職による巡回相談を行っています。

近年、教育・保育施設において発達に課題のある児童が増加しています。中でも行動特性で集団適応に困難さを有する児童の増加が顕著であり、巡回相談を実施している施設運営者からは本制度を利用していない児童も対象とした、発達の見立てや保育の手立ての助言機会の増加、適切な加配保育士の配置等を求められています。

一方で、巡回相談を実施していない施設もあり、現行の巡回相談の運用では発達に課題のある児童に対する支援が十分とは言えない状況です。

さらに、保育を必要とする就学前児童の割合も増加し続けており、保護者の就労等の要件に関わらず保育所等を利用できる発達支援保育について速やかに見直す必要があります。これらのことから、令和8年度（2026年度）から以下のとおり現行の発達支援保育制度の再構築を予定しています。令和7年度（2025年度）は、再構築後の発達支援保育制度の説明会や、巡回相談拡充に向けた人員体制の確保など、実施に向けた準備を進めます。

(2) 新たな制度の概要

ア．巡回相談対象児童・対象園の拡充（こども発達支援センター）

巡回相談の対象児童を見直し、発達支援保育制度の利用児を基本とするのではなく、園が相談を希望する全ての児童を対象とします。

また、どの園に所属するかに関わらず、困難さを抱える児童を支援する観点から、現行の巡回対象園に私立幼稚園、小規模保育事業所を対象に加えるとともに、巡回に必要な職員のうち、会計年度任用職員（兼務）の作業療法士1名・理学療法士1名を増員し相談支援体制の強化を図ります。

イ．加配制度（以下発達配慮申請制度）の整備（保育幼稚園室）

現行制度下の、保護者の発達支援保育制度利用申請後に加配の適否を決定して

いるスキームを見直し、園からの申請に基づき配慮が必要な児童に対して介助保育士を加配できるよう、新たな基準を設定するなどして加配制度を整備します。

ウ．公立幼稚園、認定こども園 1 号枠に発達支援枠（以下支援枠）を設置
（保育幼稚園室）

現行制度下の、保護者の就労等の要件に関わらず入所している発達支援保育児童について、保育所等での受け入れを廃止し、新たに公立幼稚園、認定こども園 1 号枠に発達支援枠を設け、地域での受け皿を整備します。

保育幼稚園室とこども発達支援センターが、役割を分担しながらも連携し、教育保育施設への後方支援を進めていきます。

2 今後の予定

年・月	予定等	担当室課
令和 7 年（2025 年） 5 月	発達支援保育制度の再構築にかかる説明会 （対象：私立保育園・認定こども園、私立幼稚園、小規模保育事業所）	保育幼稚園室 こども発達支援センター
6 月	会計年度任用職員作業療法士・理学療法士の増員、巡回相談拡充に向けた準備開始	こども発達支援センター
7 月	（加配）発達配慮申請制度説明会 （対象：私立保育園・認定こども園、小規模保育事業所）	保育幼稚園室
8 月	（発達）支援枠 申請開始	保育幼稚園室
10 月	（加配）発達配慮申請制度 申請開始	保育幼稚園室
令和 8 年（2026 年） 4 月	（発達）支援枠の受け入れ、（加配）発達配慮申請制度の運用開始	保育幼稚園室
	対象を拡充しての巡回相談を開始	こども発達支援センター